

平成 23 年 10 月 13 日

組合員 各位

日本羽毛製品協同組合  
理事長 柳場 弘  
(公印省略)

羽毛の採取方法（ハンドピックなど）の表示に関し、注意喚起の  
お知らせについて

拝 啓

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合では平成 21 年 4 月 17 日付で「ハンドピック、手摘み等」の採取方法は「ライブ・プラッキング（生きた鳥からの採取方法）」と誤認を与えることから、今後一切表示を行わない旨を組合員の皆様に、理事長名にて通達をお出ししております。

しかしながら、添付別紙の 9 月 1 日付けの寝装リビングタイムスのコラム「灯台」に記載されているように、遺憾ながら羽毛ふとんの表示としてまだま

だ多く散見されているのが実態です。

国際的に活動している動物愛護団体から、欧州ではかかる表示をしている個別企業が直接非難の攻撃を受け、対応に苦慮しており、現在米国企業にも拡大しています。欧米では既に事業からの部分撤退、法廷闘争も散見されています。今後更なる拡大が予想され、皆様方の企業運営にも重大な支障が及ぶ事が懸念されます。

つきましては国際信用の観点からも、今後羽毛ふとんにかかる「ハンドピック、手摘み等」の表示を絶対しないよう、改めて注意を喚起し、その厳守をお願いするものです。

敬 具